

個答申第 1 号
平成 26 年 6 月 24 日

海津市長 松永 清彦 様

海津市個人情報保護審査会

会長 野瀬徳之



個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 6 号及び第 9 条第 1 項第 2 号
に該当する事項について（答申）

平成 26 年 6 月 5 日付総第 81 号で諮問のあった件について、審議の結果、
下記のとおり答申します。

記

1. 諒問内容

諒問第 1 号

個人情報の利用及び提供の制限の適用除外事項（条例第 8 条第 1 項第 6 号）
及びオンライン結合による外部提供制限の適用除外事項（条例第 9 条第 1 項第
2 号）

○事務の名称 地理情報システム（統合型 G I S）

固定資産システム（固定資産 G I S）

○個人の類型 固定資産の所有者、自治会長などの各種役員

○個人情報の提供先 地理情報システム提供業者（SaaS 型／クラウド型）

○提供する個人情報の内容 固定資産の所有者

・氏名 ・氏名（カナ）

・町名、番地、方書（現住所）

・固定資産の所在地

自治会長など各種役員

・地区 ・住所

・氏名 ・電話番号

・役職名

2. 審査会の結論

個人情報の利用及び提供の制限の適用除外事項（条例第 8 条第 1 項第 6 号）
及びオンライン結合による外部提供制限の適用除外事項（条例第 9 条第 1 項第
2 号）として適當と認める。

3. 実施機関の説明要旨

今回の諮問は、現在の地図情報システムは、市が保有するサーバで運用しているが、今回のシステム更新で、LGWAN-A SPを利用したアプリケーションサービスの導入を検討していることに伴う諮問である。

LGWAN-A SPは、国や地方公共団体のみが利用するLGWAN（総合行政ネットワーク）を使用し、地方公共団体に対して様々なアプリケーションサービスを提供する仕組みで、高度なセキュリティを確保した運用をすることができる。

委託業者が管理する外部のデータセンターを利用した場合の具体的なセキュリティ対策は以下のとおり。

- ・ LGWANデータセンターにおいて、個人情報にアクセスできる者を制限し、個人情報にアクセスした人の記録を残す。
- ・ ネットワークにおいて、LGWANを利用するとともにSSL通信にてデータは暗号化され第三者からの盗難や改ざんを防ぐ。また、24時間監視体制がとられている。
- ・ LGWANデータセンターは、免震若しくは耐震構造となっており、施設内へは入退室管理が施され、万が一の災害時でも施設内の自家発電により、システムが稼動できる環境である。

以上のことから、現在の運用よりも、LGWANデータセンターを利用するこことにより高度なセキュリティを確保することができる。

4. 審査会の判断理由

実施機関の説明を踏まえ審査会で審議した結果、堅牢なLGWANを介してサービスを提供するLGWAN-A SPは、情報セキュリティ対策は万全に施され、個人の権利利益を侵害することが極めて少ないと判断する。

5. 付帯意見

今後、利用拡大が予想されるLGWAN-A SPを利用した統合型GISへの個人情報の提供については、本審議結果を踏まえ、個人情報の利用及び提供の適用除外事項及びオンライン結合による外部提供制限の適用除外事項として適当と認めるものとし、新たに提供することとなった個人情報や業務内容について事前に審査会へ報告すること。

ただし、個人情報の提供について疑義がある場合は、審査会を開催し、審議することとする。

※参照条例

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外のために保有個人情報を当該実施機関の内部において利用(以下「目的外利用」という。)し、又は当該実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が海津市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めるとき。

(オンライン結合による提供の制限)

第9条 実施機関は、オンライン結合(通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合により、保有個人情報を実施機関以外のものが隨時入手し得る状態にする方法をいう。)により、実施機関以外のものに保有個人情報を提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(2) 実施機関が海津市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害することがないと認めるとき。